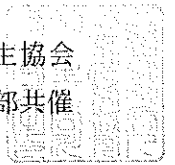


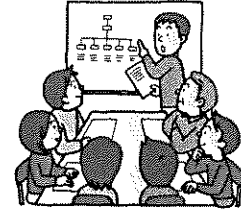
令和 3年 11月30日

事業者 殿

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部・川崎北支部・川崎南支部共催



安全管理者能力向上教育について



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

各事業所におかれましては、より一層の安全衛生管理の充実とその対策にご尽力されていることと存じます。

安全管理者等労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」基発第246号において事業者、安全衛生関係団体等に努力・義務化されています。

受講対象者： ①初任時教育：安全管理者に選任されましたら3ヶ月以内に受講する。

②定期教育：安全管理者選任後、5年毎に受講する。

③随時教育：事業場において機械設備等を大幅に変更したときに受講する。

今般、推進要綱を踏まえ安全管理者能力向上教育を実施いたしますので、この機会に積極的に受講される様ご案内申し上げます。

講師には、労働基準監督署・経験豊富な労働安全コンサルタントを予定おります。

敬 具

記

1. 日 時；令和 4年 1月 26日（水） 9：25～18：00 （受付 9：10～）
2. 場 所；カルッツかわさき 大会議室 （〒210-0011 川崎市川崎区富士見 1-1-4）
3. 講習内容「安全管理者能力向上教育」

科 目	範 囲	時 間	講 和 ・ 講 師
1. 最近における安全管理上の問題とその対策	(1)労働災害の現況	1.5	労働基準監督署
	(2)技術の進歩に伴う問題とその対策		
	(3)就業形態等の変化に伴う問題とその対策		
2. 最近における安全管理手法の知識	(1)危険性の事前評価の手口	3.0	労働安全 コンサルタント
	(2)教育及び指導の手法		
	(3)その他の最新の安全管理手法		
3. 災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策	2.5	
	(2)労働安全衛生法令		
計		7.0	

5. 受講料；協会会員 1名につき、9,370円(テキスト代・税込)
 非会員 1名につき、12,430円(テキスト代・税込)
6. 定員；45名 (先着順に受付、定員になり次第締め切ります)
7. その他；(1) 受講修了者には、修了証が発行されます。黒い表紙の「安全衛生教育受講証」をお持ちの方は、受付時にご提出ください。
 (2) 会場の駐車場は、使用出来ません。感染防止対策のためマスク着用ください。
 (3) 会場の周辺は、食事する場所が少ないのでご注意ください。

8. 申込方法

- (1) 申込書に必要事項を記入の上FAXし、受講料を1月19日まで下記にお支払い下さい。
 (2) 銀行振込の場合は申込み可否状況をお確かめの上、1月19日までにお振込み下さい。
 (3) 申込後に受講を取りやめる場合は、前日迄に必ず事務局までご連絡下さい。当日ご連絡のないまま取りやめた場合は、受講料のお返しはできませんのでご了承ください。
 (4) 銀行振込の場合、領収証の発行はいたしませんので、振込みご利用明細をご使用ください。もし、領収書が必要な場合は事前に連絡ください。

※本教育は、鶴見支部・川崎北・川崎南支部 3支部共催です。

◎(公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4

TEL 503-0017 FAX 505-3411

◎横浜銀行鶴見支店

口座名 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 (普通) 0064420

<振込手数料は貴社にてご負担ください>

FAX申込書

年 月 日

(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部(FAX : 045-505-3411)

安全管理者能力向上教育申込書

(ふりがな) 受講者氏名 (はっきりと)		生年月日		担当職名	
事業所名					
所在地		〒			
連絡担当氏名		所属			
TEL		FAX			
受講料の支払いについてご記入ください。		該当する所に○で囲んでください			
		会員 (会員 NO)		一般	
名分 円 年 月 日		① 銀行振込 ② 鶴見支部へ持参			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、鶴見支部が責任をもって管理し、他に使用しません。